

日本電産株式会社との株式交換に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）を株式交換の日として、株式交換により日本電産株式会社（以下、日本電産といたします。）の完全子会社となりました。

これに伴う当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

1. 日本電産株式の割当交付

株式交換の日前日の平成 24 年 9 月 30 日の最終の当社株主名簿に記録されました株主様および登録株式質権者様（以下、株主様といたします。）に対し、ご所有の株式 1 株に対し 0.068 株の割合をもって日本電産の株式を割当交付いたします。

2. 割当の時期および方法

割当交付されました日本電産の株式は、平成 24 年 10 月 1 日付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む。）の振替口座へ記録され、売却が可能となります。株主様に実際に割当交付いたしました日本電産の株式数などに関する通知（「株式交換に伴う割当株式数のご通知」）は、平成 24 年 10 月 24 日にお届けのご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

なお、本件に伴う株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

3. 補足説明

（1）日本電産の単元株式数は 100 株です。証券取引所で各社の株式を売買する場合は、100 株単位で売買することができます。

（2）日本電産に対して、単元未満株主の買増（売渡）請求をすることはできません。

（例えば、今回の株式交換で当社の株式 1,000 株を有する株主様には、日本電産の株式 68 株が割当交付されましたが、日本電産の単元株式である 100 株にするために、32 株を売り渡すように日本電産に請求することはできません。また、証券取引所で単元未満株式を買い付けすることもできません。）

（3）単元未満株式は、株主総会等において議決権を行使することはできませんが、持株数に応じて剰余金の配当を受け取ることはできます。

（この場合、定款に定める剰余金の基準日に株式を有していることが必要です。）

（4）今回の株式交換による割当の結果、日本電産の単元未満株式を有することとなる株主様が、日本電産の株主総会で議決権を行使するためには、証券取引所にて 100 株単位で同社の株式を追加購入していただく必要があります。

【 お問い合わせ先 】

日本電産サンキョー株式会社 総務部法務グループ
電話番号 0266(27)3125